

関係事業所 各位

宇治市健康長寿部
介護保険課長 久泉 昭人

カビ等の汚染を理由とする再購入に係る取り扱いについて（通知）

平素より本市行政運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
福祉用具の再購入については介護保険法施行規則第 70 条第 2 項に特別の場合を除き認めないと定めており、これまでから用具の適切な使用・管理に努めていただいているところです。

一方、本市におきましては長期（概ね 10 年以上）使用に伴いカビ等の著しい汚染が認められた場合に、例外的に再購入を給付対象として取り扱った事例もありましたが、前述の制度の主旨及び衛生管理の徹底を図る観点から、このたび当該取り扱いを下記のとおり改めることといたしましたので、通知いたします。

記

- 1 変更内容 カビその他の汚染を理由とする再購入、部品交換については、給付対象外とする。
- 2 適用開始日 令和 8 年 4 月 1 日
※令和 8 年 3 月 31 日までに事前申請で返事済のものに対しては従来通りの運用です。

つきましては、利用者及び関係者に対し、清掃・乾燥・保管方法等の適切な衛生管理について周知徹底いただき、物品の適正な使用維持にご協力くださいますようお願い申し上げます。

宇治市介護保険課 給付係
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33
TEL : 0774-20-8781 (直通)
E-Mail : kaigohokenka@city.uji.kyoto.jp